

○調布市配偶者暴力防止等対策・困難な問題を抱える女性への支援に関するネットワーク会議
要綱

平成23年1月4日要綱第1号

改正

平成25年3月28日要綱第10号

平成25年6月28日要綱第131号

平成29年1月10日要綱第1号

令和3年3月4日要綱第20号

令和5年2月20日要綱第9号

令和7年12月11日要綱第175号

調布市配偶者暴力防止等対策・困難な問題を抱える女性への支援に関するネットワーク会議
要綱

第1 設置

配偶者からの暴力への対策及び困難な問題を抱える女性への支援に関する関係機関相互の連携強化を図り、もって当該支援を推進するため、調布市配偶者暴力防止等対策・困難な問題を抱える女性への支援に関するネットワーク会議（以下「会議」という。）を置く。

第2 所掌事項

会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2第2項の協議会として所掌すべき事項に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第15条第2項の支援調整会議として所掌すべき事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1の目的を達成するために必要と認められること。

第3 構成

会議は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）14人以内をもって構成する。

- (1) 次に掲げる関係機関の代表者又は当該代表者が推薦する当該関係機関に所属する者
 - ア 調布警察署
 - イ 東京三弁護士会多摩支部
 - ウ 調布市民生児童委員協議会

エ 調布市公立小学校長会又は調布市公立中学校長会

オ 調布私立幼稚園協会

カ 調布市保育園協会

キ 公益社団法人調布市医師会

ク 東京都女性相談センター多摩支所

(2) 生活文化スポーツ部を所掌する副市長

(3) 次に掲げる部の長又は当該部の長が推薦する当該部の課長補佐相当職以上の職員

ア 市民部

イ 生活文化スポーツ部

ウ 子ども生活部

エ 福祉健康部

オ 教育部

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員のうち生活文化スポーツ部を所掌する副市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうち生活文化スポーツ部長又は当該部長が推薦する当該部の次長相当職以上の職員をもって充てる。

4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

会議は、会長が招集する。

第7 意見の聴取等

会長は、会議の運営上必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 守秘義務

委員は、許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第9 庶務

会議の庶務は、生活文化スポーツ部多様性社会・男女共同参画推進課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期の満了する日は、第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

附 則（平成25年3月28日要綱第10号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日要綱第131号）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年1月10日要綱第1号）

この改正は、平成29年1月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月4日要綱第20号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日要綱第9号）

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

附 則（令和7年12月11日要綱第175号）

この改正は、令和8年1月1日から施行する。